議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	局長	皆さんおはようございます。 ただ今から、平成29年第1回農業委員会総会を始めさせていただきます。
	局長	はじめに、古武会長からごあいさつを申し上げます。
	会長	あいさつをする。
	局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。 なお、傍聴人に申し上げます。お手元の「傍聴人心得」を良くお読みいただき、傍聴くださいますよう、よろしくお願いいたします。
	局長	現在の出席委員は18名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、古武会長に議長をお願いいたします。
午前9時49分 開会	議長	現在出席委員18名であり定足数に達しておりますので、これより第1回総会を開会いたします。
議事録署名委員の指名	議長	議事録署名委員に江原委員、渡邊委員の両委員を指名いたします。
日程第1　議案第1号　農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について	議長	日程第1　議案第1号　農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について　説明いたします。今回案件は1件でございます。
	事務局	総会資料の2ページ目をご覧願います。 番号1につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に使用貸借権を設定し、住宅敷及び道路後退分として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市外の妻の実家にて同居しておりますが、子供の成長とともに家財道具が増え、手狭になってきたことや家族、両親の将来を考え、独立した環境で生活できるよう、住宅を建築したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、高速道路自動車道の出入口から300m以内に位置していることから、第3種農地と判断されます。
	議長	説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を江原委員にお願いいたします。
	江原委員	番号1について、19日に現地確認を行った。 申請地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。 申請地は大山小学校まで約500mのところにあり、転用の理由等は事務局説明のとおりです。また、申請地は現在、農地として利用されており、違反等はされておりませんでした。 したがいまして、この案件につきましては、転用理由や付近の状況等から、転用についてはやむを得ないものと判断いたしましたが、皆様のご審議をお願いします。
	議長	説明が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		［質疑等なしという声あり］
	議長	質疑なしと認めます。
	議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することでご異議ございませんか。
		［異議なしという声あり］
	議長	異議なしと認めます。よって議案第1号については、原案のとおり決定します。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
日程第2　議案第2号　相続税の納税猶予に関する適格者証明について	議長	日程第2　議案第2号　相続税の納税猶予に関する適格者証明について　を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
	事務局	議案第2号　相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局から説明いたします。今回案件は1件でございます。 番号1の被相続人・相続人情報につきましては、お手元の調書をご覧願います。また、特例適用農地等につきましても、4ページ目に記載されておりますので、説明は省略させていただきます。 なお、相続人の農業経営状況等につきましては、相続人住所地の農業委員会へ電話や通知での問合せを行っております。 また、住所地の農業委員会で、相続人が所有している住所地の農地について現地調査等を行ったところ、耕作していることを確認したとの説明がありました。 以上、内容説明とさせていただきます。
	議長	説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を鈴木委員にお願いいたします。
	鈴木委員	番号1について、21日に現地確認を行った。 現地案内図、2ページ目をご覧ください。 申請地は、太田新井第2土地改良区の南側に位置し、海老島児童公園から約30m、海老島団地から約150mの地点にあります。 また、申請地は現在、植木畑となっております。 申請地が農地として利用されており、相続人も申請農地を全て耕作することを約束していることから、今後も耕作されると判断いたしましたが、皆様のご審議をお願いします。
	議長	説明が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		［質疑等なしという声あり］
	議長	質疑なしと認めます。
	議長	お諮りします。本案については、証明願いのとおり証明をすることでご異議ございませんか。
		［異議なしという声あり］
	議長	異議なしと認めます。よって議案第2号については、原案の通り決定します。
午前9時57分 議事終了	議長	以上をもちまして、議案第1号から第2号に係るすべての議事を終了いたします。
協議報告事項1 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について	議長	引き続き協議報告会を開催いたします。 協議報告事項1、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について、を事務局から説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項1　農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分について、でございますが、今回報告は4件でございます。 番号1につきましては、分譲住宅のための転用です。 番号2、4につきましては、住宅のための転用です。 番号3につきましては、共同住宅のための転用です。
	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		［質疑等なしという声あり］
	議長	質疑なしと認めます。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
協議報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知について	議長	協議報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局から説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、今回報告は3件でございます。 平成28年12月14日、12月27日に届出のあったものです。
	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		［質疑等なしという声あり］
	議長	質疑なしと認めます。
協議報告事項3 その他について	議長	質疑もないようですので、協議報告事項3その他に移ります。 まず、農地対策委員会の審議事項について、事務局から内容説明をいたさせます。
	事務局	さる平成29年1月16日（月）に開催されました農地対策委員会の概要について説明いたします。 会長外8名の農地対策委員に出席いただきました。 該当地につきましては、白岡字茶屋825番 外5筆、合計面積1，884㎡、市街化区域内の農地となっております。 所有者につきましては、2名おりまして、うち1名は相続人となっております。施工業者につきましては、株式会社 安藤土木です。 初めに、審議の概要及び経緯を説明させていただきます。 該当地は平成20年に農地改良届出を行っております。農地改良届出の内容につきましては、すり鉢状であった該当地を畑として利用するため、現況道路面から1．4m低い地点から、現況道路面から0．3m高い地点まで、合計1．7m盛土を行ったものでございます。 本来であれば工事完了届を提出する必要がありますが、未提出の状態です。農業委員会としては、原則、工事完了後、速やかに工事完了届を提出し、農地として利用することが望ましいですが、この度、所有者などから該当地の開発を行いたいので、当該農地改良受理の取消を行いたい旨の申出があったものでございます。 次に、農地対策委員会で検討していただいた事項は2点ございました。 1点目としては、取消を受理する場合、該当地をどのような状態とするか、2点目として、所有者・施工業者について、今後の農地改良を制限することについて、の2点でございます。 1点目につきましては、現在の状態で取消を受理する、現在の状態から道路面、若しくは道路面から20cm程度低くすることで受理する、原状回復することで受理する、など委員の皆様からご意見・ご質疑等をいただきました。 また、2点目につきましては、市街化調整区域を含む他の農地においても、農地改良の工事完了が行われず、農地として利用が図れない可能性や農地改良と偽って、宅地造成等を行うおそれがあることから、今後、農地改良工事が未完了などの所有者や施工業者につきまして、農地改良を制限することなどにつきまして、委員の皆様からご意見・ご質疑等をいただきました。 以上概要説明とさせていただきます。
	議長	説明が終了しました。これより農地対策委員会の審議事項についての報告を関山委員にお願いいたします。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	関山委員	本来ですと、該当地は市街化区域の農地でありますので、専決処分となると思いますが、市街化区域の農地の農地改良ですので、農地対策委員会で諮ったものでございます。 内容につきましては、事務局説明のとおりです。 会長外8名でいろいろと検討をした結果、本来であれば当然、原状回復を行うべきでありますが、市街化区域の農地であることや原状回復をすることによって近隣住宅や農地へ与える影響などを考慮し、道路面から20cm低くさせることで、全会一致となったものです。 また、今後農地改良工事が未完了などの場合については、所有者や施工業者からの農地改良を制限することで、全会一致となりました。 以上で農地対策委員会の報告とさせていただきます。
	井上委員	農地改良完了届が未提出の理由は。
	事務局	農地改良の届出が提出されていましたが、隣地等との境界が確定をしていなかったことから、所有者等で境界確定をした後に、農地改良完了届を提出することになっていたため、工事完了届が未提出であったものでございます。
	井上委員	隣地との境界が確定していなくて、未提出だったということは、今も確定はしていないということか。
	事務局	現在は、法定境界が確定しているとの説明を受けているため、境界は確定しているとの認識をしております。
	井上委員	境界確定をしているのであれば、完了届を提出するのに問題はないと思うが、問題があるのか。
	事務局	所有者の方が窓口にお越しいただいた際に、完了届のお話もさせていただいたが、農地改良を申請した当時の所有者が亡くなり、相続を受けた方もいるため、農地として今後利用することは難しいことから、取消をしたい旨の申出が所有者等からあったものです。
	井上委員	完了届が提出されていないだけで、農地改良は行われているのか。それとも、中途半端に終わっているのか。
	事務局	現在の農地改良に照らし合わせると、是正をしていただく必要があります。完了届を提出するとなると、是正を必要とします。
	井上委員	盛土をすることによって、周辺農地等への影響はないのか。
	事務局	農地としては、隣地への影響はありません。
	井上委員	農地としては、ということは他に影響があるのか。
	事務局	隣地に生産緑地があり、隣地農地高と比べると20cm程度高いですが、生産緑地を農地として利用することについては、特に影響はない状態です。 隣地との境界問題があったことから、完了届の提出ができない状況でしたので、農業経営上は問題ないということです。
	井上委員	了解しました。
	議長	他に質疑等はありせんか。
		［質疑等なしという声あり］
	議長	質疑なしと認めます。
	議長	農地対策委員会についての報告が終了しましたので、引き続き協議報告事項３その他について、事務局から内容説明をいたさせます。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	事務局	○農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について 2月1日から農業委員、2月中旬から農地利用最適化推進委員の募集が開始されます。 農業委員からも、地元に周知をしていただくようにお願いをする。
	事務局	○埼葛地方協議会農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会について 日時が2月14日（火）午後1時30分から午後3時00分、場所は吉川市中央公民館ホールの予定です。出席される方は、事務局までお声がけをお願いいたします。
	事務局	○農地世話人活動記録の提出について 以前からお願いをさせていただいております、農地世話人活動記録について提出をお願いいたします。本日提出できない方は、2、3日中にお持ちください。 用紙を紛失等をされた場合には、新たに用紙をお渡しさせていただきます。
	事務局	○農地転用等許可後の現地確認について 12月総会でお願いをさせていただきました、農地転用等許可後の現地確認についての提出をお願いいたします。 H27年1月～12月までの議案とした3条、4条、5条の案件について、目的通りの利用がされているかの確認。工事が終わっていれば「済」、工事中であれば「工事中」、何もやっていないようであれば「農地のまま」や「不耕作地」等を代表地番の下や脇に記入をお願いする。
	事務局	○農地パトロール結果報告書の提出について 提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。
	事務局	○来月の農地改良等現地パトロールについて 1／29の週は渡邊委員のグループ、2／5の週は岩上委員のグループ、2／12の週は小野田委員のグループ、2／19週は古武委員のグループです。 それぞれの区域の担当者の方は、総会後などにおきまして、日程調整をお願いいたします。
	事務局	○来月総会 2月24日（金）午前9時 議事録署名委員の江原委員、渡邊委員の両委員は来月印鑑をお願いします。 総会終了後、同和問題対策研修会を予定しております。 以上で、協議報告事項3その他を終わります。
	事務局	説明が終了いたしました。全体を通しましてご意見・ご質疑等ございませんか。
	江口委員	農地対策委員会の件ですが、道路面から20cm下げたとしても、境界の問題で完了届をだせないという理解でいいのか。
	事務局	本来であれば、取消をする場合には原状回復をしなければならないですが、農地対策委員会で検討していただいて、道路面から20cm下げた状態で取消を行うということです。
	江口委員	まだ十分理解ができていない。
	事務局	本来であれば工事完了後、完了届を提出していただき、農地として利用していただきますが、隣地との境界問題や相続などがあり、今後農地として利用しないため、取消をしたい旨の申出が所有者からあったということです。 また、取消を行う場合には、原則として原状回復が必要となりますが、近隣との問題などもありますので、農地対策委員会で諮っていただいた結果、道路面から20cm下げることで原状回復をしたとすることで、全会一致で決まったということでございます。
	江口委員	了解した。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	井上委員	情報提供であるが、委員の皆さんは全国農地ナビというものがあるのがご存知か。これを見ると、農地を買いたいとか、農地の情報がでてくる。そういったものを、知っていましたでしょうか。 事務局もそういった情報があれば、お知らせしていただきたい。
	議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しましてご意見・ご質疑等ございせんか。
		［質疑等なしという声あり］
午前10時32分 総会終了	議長	質疑もないようなので、以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。